

平成 27 年 9 月 10 日

株主の皆様へ

東京都渋谷区恵比寿西一丁目 26 番 7 号
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
代表取締役社長 加藤 充

第 17 回 定時株主総会招集のご通知

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第 17 回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成 27 年 9 月 25 日（金曜日） 午前 10 時半
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿西一丁目 26 番 7 号 当社会議室
当社所在地につきましては、ウェブサイト
<http://www.japan21.co.jp/>
に掲載されている地図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

第 17 期（平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 17 期（平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで）計算書類承認の件

- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 新株予約権発行の件
- 第9号議案 新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

議案の概要は、(別紙1)「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載の通りであります。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の委任状用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

(別紙1)

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
代表取締役社長 加藤 充
2. 議案に関する参考事項

当社は、コーポレートガバナンス体制を一層強化するため、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によってあらたに創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。

監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社においては、従来の監査役設置会社と異なる設計が採用されております。その概要は次のとおりです。

- ・監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。
- ・監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く。)に関与します。また、監査等委員会は、他の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を陳べるができる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されているといえます。
- ・一方、監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を、取締役に委任することができます。これにより、業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となる一方、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くこと(業務執行と監督とをできるだけ分離すること)が可能となります。

移行を選択するに至った理由

当社は、監査等委員会設置会社の制度を活用することにより、当社がこれから推進しようとするコーポレートガバナンス体制の当面の理想像を達成できると考え、今般、当該制度に移行することとしたものであります。

監査等委員会設置会社への移行後の当社の取締役会は、本総会における取締役の選任議案をご承認いただきますと、取締役5名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成され、そのうち社外取締役は2名(うち、監査等委員である社外取締役は2名)となります。

当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、コーポレートガバナンス体制を強化し、株主

の皆様のご期待に応じてより一層高い経営成果を達成することを目指してまいります。

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款に監査等委員会を設置する旨を規定するほか、所要の変更を加える必要があります。第2号議案「定款一部変更の件」は、このための変更を、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して選任することから、第3号議案では監査等委員でない取締役を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬の額も、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めることから、第6議案では監査等委員でない取締役の報酬の額を、第7号議案では監査等委員である取締役の報酬の額を、それぞれご提案するものであります。

第1号議案 第17期 計算書類承認の件

計算書類の内容は、(別紙2：参考書類)に記載のとおりであります。計算書類につきまして、当社取締役会は、法令及び定款に従い、当社の財産及び損益の状況等を正しく示していると認めております。

第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

コーポレートガバナンス体制の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

なお、現行定款第22条の変更につきましては、監査役の同意を得ております。

変更の内容

現 行 定 款 規 定	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役以外に、取締役会、 <u>監査役</u> を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役以外に、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 、 <u>会計監査人</u> を置く。
第4章 取締役、 <u>監査役</u> 及び取締役会	第4章 取締役、取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人</u>
(<u>取締役及び監査役の員数</u>) 第15条 当社の取締役は、 <u>3名以上5名以内とし、監査役は1名以上3名以内とする。</u>	(<u>取締役の定員</u>) 第15条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、 <u>4名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(<u>取締役及び監査役の選任の方法</u>)	(<u>取締役の選任の方法</u>)

第16条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。 ＜新設＞ （取締役及び監査役の任期） 第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。</u> （取締役会の招集及び議長） 第18条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ＜新設＞ （取締役会の決議） 第19条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第16条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。 <u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> （取締役の任期） 第17条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 （取締役会の招集及び議長） 第18条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。</u> （取締役会の決議） 第19条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
--	---

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ＜新設＞ （役付取締役） <u>第20条</u> 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を選任することができる。 （代表取締役） <u>第21条</u> 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。 <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</u> （取締役及び監査役の責任免除） <u>第22条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 <u>2. 当会社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は金20万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のい</u>	2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 （業務執行の決定の委任） <u>第20条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 （代表取締役及び役付取締役） <u>第21条</u> 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。 <u>2. 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u> <u>3. 取締役会の決議をもって、社長1名を選定し、必要に応じて役付取締役を選定することができる。</u> （非業務執行取締役等についての責任限定契約） <u>第22条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする
---	--

ずれか高い額とする。 <新設> <新設> <新設> <新設> <新設>	(監査等委員会の招集) 第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会の決議) 第24条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。 (取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則の定めるところによる。 (監査等委員会規則) 第26条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則の定めるところによる。 (会計監査人の選任) 第27条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第28条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第29条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監
---	---

< 条数の変更 > 第 2 3 条～第 2 6 条	査等委員会の同意を得て定める。 第 3 0 条～ 3 3 条 < 現行とおり >
------------------------------	---

第 3 号議案 監査等委員でない取締役 2 名選任の件

監査等委員でない取締役として、加藤充氏、違真樹氏の 2 名の取締役選任をお願いするものであります。候補者の略歴は次のとおりであります。なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

候補者 番号	氏名	生年月日	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の 株式の数
1	加藤 充	昭和26年4月8日	昭和 50 年 4 月 昭和 61 年 6 月 平成 8 年 1 月 平成 8 年 8 月 平成 10 年 7 月 平成 13 年 4 月 平成 23 年 7 月 平成 26 年 2 月	富士機工(株)入社 日本モトローラ(株)入社 ユニデン(株)入社 ブイ・デ・イ・オ・ネット(株)日本担当副社長 兼同社日本法人代表取締役就任 当社代表取締役就任 (現任) ブイ・デ・イ・オ・ネット(株) 当社との合併により消滅 代表取締役退任 モービルアイ・プロダクツ・ジャパン(株) (現 アイモバイル(株)) 代表取締役就任 アイモバイル(株)当社との合併により消滅 同社代表取締役退任	3, 020株
2	違 真樹	昭和44年6月21日	平成 9 年 4 月 平成 15 年 7 月 平成 26 年 2 月	NTTソフトウェア(株)入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	88

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役として、松下律氏、内藤平氏、神田健氏の 3 名の取締役選任をお願いするものであります。候補者の略歴は次のとおりであります。なお、内藤平氏と神田健氏は社外取締役候補であります。なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

候補者 番号	氏名	生年月日	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の 株式の数
1	松下 律	昭和25年5月1日	昭和 51 年 4 月 昭和 58 年 3 月 平成 2 年 10 月 平成 9 年 6 月 平成 12 年 1 月	八千代証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 国際投信委託 (現国際投信投資顧問(株)) 入社 ケミカル信託銀行(株) (現ソシエテジェネラル信託銀行(株)) 入社 インベスコMIM投信(株) (現インベスコ投信投資顧問(株)) 入社 当社取締役就任 (現任)	524株

			平成 14 年 6 月 平成 22 年 12 月	ミュージックセキュリティーズ(株)監査役就任 (現任) (株)ガバナンスビジョンズ取締役就任 (現任)	
2	内藤 平	昭和26年8月26日	昭和 51 年 4 月 平成 元年 4 月 平成 2 年 10 月 平成 9 年 2 月 平成 21 年 9 月	凸版印刷(株)入社 弁護士登録 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 みずき総合法律事務所開設 (現任) 当社取締役就任 (現任)	20株
3	神田 健	昭和40年9月27日	平成元年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 17 年 8 月 平成 17 年 10 月 平成 26 年 2 月	(株) 大和銀行 (現りそな銀行) 入社 (株) 東京都民銀行入社 フィンテックグローバル (株) 入社 フィンテックグローバルトレーディング (株) 取締役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	0株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

内藤平氏は、弁護士として多年に亘り活動して企業法務に精通しており、当社の社外取締役として企業統治に寄与していただけるものと思っております。また、神田健氏は他社において経営陣の一人として活動してきた経歴を有しており、同じく当社の社外取締役として企業統治に寄与していただけるものと思っております。同氏はまた企業の会計実務にも精通しております。

内藤平氏は、平成 21 年 9 月に当社の社外取締役に就任しており就任以来の年数は 6 年であります。

神田健氏は、平成 26 年 2 月に当社の社外取締役に就任しており就任以来の年数は 1 年 7 ヶ月であります。

第 5 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人として監査役の決定により監査法人やまぶきの選任をお願いするものであります。同監査法人の概要は以下のとおりであります。なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

名 称	監査法人やまぶき
事務所	主たる事務所 (本部・京都事務所) 京都府京都市山科区川田土仏 7 番地 36 その他の事務所 (東京事務所) 東京都新宿区西新宿 3 丁目 5 番 3 号 西新宿ダイヤモンドパレス 604 号 (大阪事務所) 大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 4 番 63 号 新大阪千代田ビル別館 5 階
沿 革	平成 21 年 6 月 11 日 監査法人やまぶき設立 (現在に至る)
概 要	構成人員 代表社員 (公認会計士) 3 名

	社 員（公認会計士）	3 名
	職 員（公認会計士）	18 名
	（そ の 他）	1 名
	合 計	25 名

（平成 27 年 8 月 31 日現在）

第 6 号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額として年間総額 5 千万円のご承認をお願いするものであります。

第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額として年間総額 2 千万円のご承認をお願いするものであります。

第 8 号議案 新株予約権発行の件

株主との利害の一致を図りながら、当社の取締役・使用人・事業協力者等（アドバイザー、コンサルタント等）に当社の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって業績の向上を図ることを目的として、当社の取締役・使用人・事業協力者等（アドバイザー、コンサルタント等）を引き受ける者としてストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。なお、新株予約権の発行数上限は、現在の発行済み株式総数の 10%に相当する 433 個とし、新株予約権の行使価額は 15 万円以上とします。また、新株予約権の払込金額は無償とします。

第 9 号議案 新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、238 条及び第 239 条の規定に基づき、上記第 8 号議案承認を条件に発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。募集事項の主な点は以下のとおりです。

<新株予約権の募集事項>

「新株予約権の名称」

第 3 回新株予約権

「新株予約権の数」

433 個

「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

普通株式 433 株

ただし、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行し又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額という。」）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金15万円とする。

なお、発行日以降、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が、時価を下回る価額で普通株式のにつき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」とあるのを「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

「新株予約権を行使することができる期間」

平成30年4月1日から平成35年3月31日

「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

また、増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

「新株予約権の行使の条件」

- ①新株予約権者は、その権利行使日においても、当社の取締役、使用人又は事業協力者等の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合により地位を失った場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、相続人は相続発生日から6ヶ月以内に会社が定めた手続を完了した場合に限り、その権利を行使することができる。
- ③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」の①により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

「割当日」

平成28年4月1日

以上

(別紙 2 : 参考書類)

事業報告

(平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当会計年度のわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要増の反動が見られ、回復感に乏しい推移でした。ギリシャに象徴される欧州の債務問題、中国の株価バブル崩壊懸念等々、海外情勢はますます不安定となっており、新興国の経済成長鈍化もあってわが国経済にとっては下振れリスクとなっておりませんが、引き続きアベノミクス効果による円安傾向の恩恵を受けた一部の企業の収益回復や堅調な株価による資産効果などが追い風となって、緩やかな景気回復は継続いたしました。

このような状況の下、当社は前期に引き続きモバイルアイ製品（自動車安全運転支援装置）の販売拡大に注力し、IT 関連事業におきましても新規ビジネスの開拓に努めました。当会計年度におきましては、平成 26 年 2 月に合併しました旧子会社（アイモバイル株式会社）の売上寄与が通期にわたることとなったこともあり、売上高は 802 百万円（前期比 200.4%増）、経常利益は 74 百万円（前期比 586.9%増）となりました。当期純利益につきましては 48 百万円（前期比 95.5%増）となり、いずれも過去最高の業績数字となりました。

<事業別売上高>

当社はセグメント会計を採用しておりませんが、売上規模の大きい順に品目別の売上高を記載しますと、当会計年度においては、モバイルアイ関連製品等 637 百万円、IT 関連製品等 165 百万円となっております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期中、借入利率・借入期間等を考慮して銀行及び信用金庫4機関から短期・長期の借入を実行しております。なお、当社の資金繰り状況は、期末の銀行預金残高 253 百万円を確保しており良好であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成 24 年 6 月期)	第 15 期 (平成 25 年 6 月期)	第 16 期 (平成 26 年 6 月期)	第 17 期 (当会計年度) (平成 27 年 6 月期)
売上高 (千円)	208,707	174,485	267,137	802,589
経常利益 (千円)	15,410	25,329	10,887	74,783
当期純利益 (千円)	10,083	16,651	24,766	48,427
1 株当たり当期利益 (円)	2,328	3,845	5,719	11,184.23
総資産 (千円)	198,302	232,964	392,211	777,463
純資産 (千円)	149,665	165,985	189,346	237,517
1 株当たり純資産額 (円)	34,564	38,333	43,728	54,853.81

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 社内体制の整備

社内体制につきましては、内部統制、財務報告内部統制ともに構築の段階を終えて運用の段階に入っております。株主総会において必要な承認・決議を得た後、当社は監査等委員会設置会社に移行します。今後は同体制の運営を通じて、経営の「健全性と透明性」、業務執行の「効率性と機動性」を着実に向上させることが課題となります。

② 人材の確保

当社の事業の性格上、優秀な人材の確保がきわめて重要な経営課題のひとつです。とりわけ、業務執行の中核を担うプロジェクト・マネジャー（PM）となる人材は当社事業拡大の生命線です。かかる人材を確保することは容易ではありませんが、さまざまな活動を通じて優秀な人材の確保を常に心がけております。

③ 資本の調達

前期における売上規模の拡大によって、事業に必要な資金の額が拡大しております。現時点においては銀行借入等によって資金の確保が可能となっていますが、よりいっそうの事業拡大のためには資本の調達が不可欠であると認識しております。さいわいにもある程度高位のROEを確保できしており、この先において株式発行による資本調達も十分視野に入るようになったものと考えており、多くの投資家からの出資を上げるよう努力して行くことが喫緊の課題のひとつとなっております。

(5) 主要な事業内容

当社は、「世界のイノベーションをわが国に導入して事業化し市場を創造する」ことをスローガンに事業活動を行っております。現時点においては主にイスラエルのハイテク技術・製品の日本における事業化・市場化を中核の事業として以下の事業を展開しております。

1. 国内外企業のわが国におけるビジネス開発に関する支援業務
2. 国内外企業の持つ I T 技術に関する調査並びに調査の受託及びそれらに関するコンサルティング
3. 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の開発、製造、購入、販売及び輸出入
4. 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の施工、据付、調整、保守
5. 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の導入に関する指導、コンサルティング
6. ソフトウェア、アプリケーションの開発、購入、販売及び輸出入
7. 国内外企業の経営、業務提携、営業譲渡、資産売買、資本参加及び合併に関する斡旋、仲介並びにコンサルティング

(6) 主要な営業所

本社 東京都渋谷区恵比寿西一丁目 26 番 7 号

(7) 使用人の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23 名	7 名	41.2 歳	2.4 年

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	100,000 千円
株式会社三井住友銀行	70,114 千円
株式会社商工組合中央金庫	56,950 千円
西武信用金庫	47,498 千円

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 1 万 4 4 0 0 株
- ② 発行済株式の総数 4 3 3 0 株
- ③ 株主数 1 0 8 名

④ 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
加藤 充	3,020	69.7
松下 律	524	12.1
違 真樹	88	2.0
フィンテックグローバル トレーディング株式 会社	50	1.2
平石 浩	40	0.9
大橋 祐介	30	0.7
佐藤 元気	30	0.7
鈴木 浩明	30	0.7
富永 創樹	30	0.7
新井 孝易	23	0.5

（注）持株比率は、パーセンテージ表示の小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

（2）新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成 27 年 6 月 30 日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤 充	
取 締 役	松下 律	ミュージックセキュリティーズ 株式会社 監査役 株式会社ガバナンスビジョンズ 取締役
取 締 役	内藤 平	みずき総合法律事務所 弁護士
取 締 役	違 真樹	最高技術責任者
監 査 役	神田 健	フィンテックグローバルトレー ディング株式会社 取締役

（注）1．取締役内藤平氏は社外取締役であります。

2．監査役神田健氏は社外監査役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	24,300 千円 (1,200 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	1 名 (1 名)	0 円 (0 円)
合 計 (うち社外役員)	5 名 (2 名)	24,300 円 (1,200 千円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役内藤平氏は、みずき総合法律事務所に所属する弁護士であります。当社はみずき総合法律事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役神田健氏は、フィンテックグローバルトレーディング株式会社取締役であります。当社はフィンテックグローバルトレーディング株式会社との間で当社の一部製品に関する販売代理店契約を締結しておりますが、その取扱額は当社売上高の1%未満であります。

ロ) 当該事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 内藤 平	当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 17 回に出席しました。取締役会においては主に弁護士としての知識・経験をもとに経営の意思決定及び企業統治に関する助言・提言を行っております。
監査役 神田 健	当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 18 回に出席しました。取締役会においては主に企業経営の経験をもとに財務会計に関して適宜、必要な発言を行っております。

ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規程に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は金 20 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする、と定款に定めております。

(4) 会計監査人の状況

当社は、今回の定時株主総会において監査法人やまぶきを当社の会計監査人として選任いただくための議案を提出しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について現時点においては取締役会決議を行っておりません。今回の定時株主総会において定款の一部変更に関する議案を提出しており、当議案が承認・可決されましたら総会後の取締役会においてこの体制に係る決議を行い体制を決定する予定であります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」について、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当期に至るまで内部留保を優先して配当を実施しておりませんが、株主の皆様に対する配当等による利益還元については経営における重要な目標のひとつと位置付けております。

近い将来において内部留保が進み、自己資本比率を50%程度以上の安定的高位に保てるとの見通しが立つようになりましたら、25%～33%程度の配当性向を目処に配当を実施する方針です。また、配当のみならず自社株買いも含めた総分配性向については50%程度を目処とする方針であります。これらの数値を目処に株価の状況に応じて機動的に自社株買いを実施する体制も整えてまいります。

なお、当社の定款では配当実施の決定権は株主総会にあるものとしております。

貸借対照表

(平成 27 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	739,725	流動負債	426,217
現金及び預金	253,496	買掛金	104,060
売掛金	195,322	短期借入金	100,000
たな卸資産	141,203	一年以内返済予定長期借入金	81,086
前渡金	104,425	未払金	24,985
前払費用	26,209	未払費用	8,065
預け金	10,000	未払法人税等	32,001
繰延税金資産	8,315	前受金	43,900
未収入金	830	前受収益	31,759
その他	1,122	預り金	356
貸倒引当金	△1,200	固定負債	113,728
固定資産	37,737	長期借入金	93,476
有形固定資産	1,006	長期前受収益	20,220
建物	60	繰延税金負債	31
車両運搬具	606	負債合計	539,946
工具器具備品	339	(純資産の部)	
無形固定資産	183	株主資本	237,312
電話加入権	183	資本金	47,955
投資その他の資産	36,547	資本準備金	46,291
投資有価証券	14,755	資本剰余金	46,291
出資金	40	利益剰余金	143,066
長期前払費用	17,854	その他利益剰余金	
保証金	3,718	繰越利益剰余金	143,066
その他	179	評価・換算差額等	204
		その他有価証券評価差額金	204
		純資産合計	237,517
資産合計	777,463	負債及び純資産合計	777,463

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		802,589
売上原価		508,618
売上総利益		293,791
販売費及び一般管理費		222,761
営業利益		71,209
営業外収益		
受取利息及び配当金	27	
為替差益	6,967	
雑収入	191	7,186
営業外費用		
支払利息	3,116	
支払保証料	495	3,612
経常利益		74,783
特別利益		
固定資産売却益	296	296
税引前当期純利益		75,080
法人税・住民税及び事業税	34,800	
法人税等調整額	△ 8,147	26,652
当期純利益		48,427

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株式資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	47,955	46,291	94,638	-	188,885
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			48,427		48,427
自己株式の取得				△6,700	△6,700
自己株式の処分				6,700	6,700
株式資本以外の項目の当期 変動額					
当期変動額合計			48,427	0	48,427
当期末残高	47,955	46,291	143,066	-	237,312

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	461	461	189,346
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			48,427
自己株式の取得			△6,700
自己株式の処分			6,700
株式資本以外の項目の当期 変動額	△257	△257	△257
当期変動額合計	△257	△257	48,170
当期末残高	204	204	237,517

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15 年

車両運搬具 2～3 年

工具、器具及び備品 4～6 年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している試算及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	2,000 千円
計	2,000 千円

(2) 担保付債務

一年以内返済予定長期借入金	54,832 千円
長期借入金	15,282 千円
計	70,114 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,278 千円

3. たな資産に属する科目及び金額

商品	143,521	千円
仕掛品	9,331	千円
貯蔵品	226	千円
計	153,078	千円

4. 取締役に対する金銭債務 1,301 千円

損益計算書に関する注記

販売管理費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

役員報酬	24,900	千円
給与手当	71,432	千円
賞与	24,436	千円
法定福利費	15,075	千円
地代家賃	14,738	千円
旅費交通費	16,637	千円
減価償却費	385	千円
貸倒引当金繰入額	760	千円

販売費に属する費用の割合は 13%、一般管理費に属する費用の割合は 87%であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済み株式総数の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	4,330	-	-	4,330

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	-	268	268	-

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	1,112	千円
未払事業税	2,994	千円
貸倒引当金	9	千円
商品評価損	4,198	千円
その他	80	千円
繰延税金資産合計	8,395	千円

繰延税金負債

有価証券評価差額	111	千円
----------	-----	----

繰延税金負債合計	111 千円
繰延税金資産純額	8,283 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性の高い預金等の金融資産によって行い、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金の資金使途は運転資金であります。

また、営業債務や長期借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り計画を作成し、十分な手元流動性を維持することで当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	253,496	253,496	-
(2) 売掛金	195,332	195,332	-
(3) 未収入金	830	830	-
(4) 投資有価証券	317	317	-
資産計	449,975	449,975	-
(1) 買掛金	104,060	104,060	-
(2) 未払金	24,985	24,985	-
(3) 長期借入金 (一年内返済長期借入金を含む)	274,486	274,562	75
負債計	403,533	403,608	75

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表価額（千円）
非上場株式	14,437 千円
出資金	40 千円
保証金	3,718 千円

これらについては、市場価額がない、または償還期間が確定していないことから、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	253,490	-	-	-
売掛金	195,332			
未収入金	830	-	-	-
合計	183,675	-	-	-

(注) 4. 借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	100,000	-	-	-
長期借入金	81,086	70,998	22,478	-

有価証券に関する注記

その他有価証券（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が、取得原価を超えるもの			
株式	317	1	316
合計	317	1	316

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 317 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「株式」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

役員

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤 充	—	—	会社役員	(被所有) 直接 68.9	当社代表取締役	当社銀行借入れ に対する債務被 保証(注.1)	274,562	—	—

							不動産の賃貸 (注.2)	864	地代家賃	—
--	--	--	--	--	--	--	-----------------	-----	------	---

(注. 1) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役 加藤充より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注. 2) 不動産の賃貸価格については、近隣物件の取引価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

	第17期
1株当たり純資産額	54,853円81銭
1株当たり当期純利益金額	11,184円23銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期
1株当たり当期純利益金額	11,184円23銭
当期純利益	48,427 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る金額	48,427 千円
普通株式の期中平均株式数	4,330株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

私は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの第 17 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関連する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成 27 年 8 月 21 日

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

監 査 役 神田 健 ⑨